

令和8年1月	令和7年度第3回全国健康保険協会福岡支部評議会	資料3-1
--------	-------------------------	-------

# 令和8年度 福岡支部事業計画（案）について

## 令和8年度 事業計画（福岡支部）（案）

分野	具体的施策等
<b>1. 基盤的保険者機能の盤石化</b>	<p>I) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。</li> <li>・ 医療費適正化等の取組を推進するとともに、保険者協議会等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 280 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX 化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。</p> <p>協会は、日本最大の医療保険者として、加入者 4,000 万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47 の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。</p> <p>II) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の業務処理の多能化を進め、業務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。</li> <li>・ 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を実施する。また、1 on 1 ミーティングを通じて、より一層職員の意識改革を促進する。</li> <li>・ 自動審査の結果、職員の確認が必要となった要因を分析し、その解消を図ることで、業務処理の効率化を図る。</li> </ul> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、平均所要日数7日以内を維持する。</li> <li>・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請を促進する。電子申請の促進に向けて、特に、健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。</li> <li>・ 加入者・事業主からの相談・照会に迅速に対応できるよう、受電体制を強化するとともに、相談業務の標準化及び品質向上を推進する。</li> <li>・ 国際化の対応として、多言語コールセンターを活用した電話や窓口による相談を行う。</li> <li>・ お客様の声等を業務に反映させ、更なる加入者サービスの向上に取り組む。</li> <li>・ マイナ保険証の問い合わせに対し、丁寧な説明等をおこない、加入者の利便性の向上を図る。</li> </ul> <p><b>■ KPI :</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) サービススタンダードの達成状況を100%とする</li> <li>2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する</li> <li>3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする</li> </ol> <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。</li> </ul>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。</li> <li>・ 海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。</li> <li>・ 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施する。</li> </ul> <p>また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。</li> <li>・ 被扶養者資格の再確認について、未提出事業所への被扶養者状況リストの提出勧奨を強化し、確実に回収する。</li> <li>・ これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、業務の正確性と迅速性を高めるために研修を実施する。また、適用徴収及び年金給付等の知識の向上を図る。</li> </ul> <p>④ レセプト内容点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。</li> <li>・ 毎月、自動点検マスターを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を実施する。</li> <li>・ 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。</li> <li>・ 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。</li> <li>・ 外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会等により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。</li> <li>・ 資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく</p>
--	---

知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

■ KPI :

1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする

（※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額

2) 協会の再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・ 「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。
- ・ 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実に実施する。
- ・ 早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに未納者に対しては、早期の段階から弁護士等と連携した催告及び法的手続きを実施する。
- ・ 職員のスキルアップを図るため、支部内で勉強会を実施する。
- ・ オンライン資格確認を有効に活用させるため、事業主からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し、周知広報を実施する。

■ KPI : 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする

III) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

① マイナ保険証による保険診療の周知徹底

- ・ 医療 DX の基盤であるマイナ保険証について、利用率等のデータ分析結果を踏まえてターゲッティングをしながら、効果的に加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。
- ・ 「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。

- ・マイナンバーが未登録の加入者に対して、本部が実施する事業主を通じたマイナンバー登録勧奨において、加入者への説明と未収録者の登録を進める。

- ・マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対する本部からの本人照会において、正しいマイナンバーの早期収録のため遅滞なく不備内容の確認と本部連携を行う。

## ② 電子申請等の推進

- ・加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、令和8年1月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、利用率向上に大きく貢献することから、より一層の働きかけを強化する。

## ③ DX を活用した事業の推進

- ・郵送やFAXを活用していた健康保険委員の委嘱申請や健康保険委員及び健診機関への情報提供について、本部が構築するオンラインでのやりとりを可能とするための専用サイトを活用し効果的に業務を行う。
- ・「医療費のお知らせ」の発行にかかる運用の見直しについて、申請方法やマイナポータル等の利用案内を含め周知広報を行う。
- ・令和8年1月からスタートするけんぽアプリを、「加入者4,000万人とつながるプラットフォーム」としていくために、加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。

### 【重要度：高】

マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療DXの基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促進していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めいくことで、加入者4,000万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。

<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p>	<p>I) データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費適正化等に向け、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータを用い、データ分析に基づく事業及び情報発信を実施する。また、分析の精度を高めるため、必要に応じて地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を行う。</li> <li>・ 分析により判明した課題に対する事業実施においては、「顔の見える地域ネットワーク」も活用する。</li> <li>・ 複数の近隣支部の分析担当者による「ブロック別分析体制」を積極的に活用し、支部担当者の分析能力の底上げを図る。</li> <li>・ 本部・支部における調査研究・分析の成果を内外に広く情報発信する「調査研究フォーラム」について、評議員や事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>② 地域保健等と協働した事業（地域・職域連携）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全體の健康度向上を目指す。</li> </ul> <p>国民健康保険中央会及び都道府県国民健康保険団体連合会並びにモデル2市町（鳥取県東伯郡湯梨浜町及び佐賀県鳥栖市）と協働し、令和5年度末に開始した保健事業等に関するモデル事業（地域保険と連携したモデル事業）については、地域・職域連携の一層の推進に向けて、国民健康保険中央会等と連携し、実施について検討する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、医療費上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p>
--------------------------	---

	<p>また、支部が地域保険と協働して事業を実施することは、被用者保険と地域保険の垣根を越えて連携することにより地域住民全体の健康度の向上に寄与しようとするものであり、その横展開を図ることの意義は大きい。</p> <p>Ⅱ）健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、支部ごとに策定する第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。</li><li>・ なお、6か年間計画である第3期保健事業実施計画の前半最後の年度であることから、終了時点（令和11年度末）で6年後に達成する目標（健康課題を踏まえた検査値等の改善目標）を確実に達成できるよう中間評価を行い、後半期（令和9～11年）の実行計画をより実効性の高い計画とする。</li></ul> <p>■ 6年後（令和11年度末）に達成する目標：</p> <p>代謝リスク保有者（服薬あり者を除く）の割合を上昇させない（12.9%維持）</p> <p>※令和8年度末に達成する目標値についても12.9%維持</p> <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけことで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、実施率が大きく向上している支部の取組や他保険者の事例を活用し、実施率の向上に繋げる。</li></ul> <p>〈被保険者・生活習慣病予防健診〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、20・25・30歳の若年者への対象拡大に加え、人間ドック健診の創設も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取</li></ul>
--	---

	<p>組を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・人間ドック健診等の創設について周知するとともに、健診実施機関数が少ない地域を中心に集団健診を開催し、受診機会を増やすことによる実施率の向上を目指す。</li></ul> <p>〈被扶養者・特定健診〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市町村のがん検診との同時実施等の拡大を進めるとともに、骨粗鬆症及びその予備群を早期に発見するための「骨粗鬆症検診」のオプション健診を活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。</li><li>・協会主催の集団健診について、受診行動につながるオプション検査をセットにして健診の魅力を高めて受診を促す。</li></ul> <p>〈被保険者・事業者健診データ取得〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。</li><li>・新規データ提供の勧奨からデータ納品まで含めた包括的な業務委託により、取組を強化する。</li><li>・大規模事業所等、実施率への影響が大きい事業所に対し、アプローチを強化する。</li></ul> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、令和11年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p>
--	--

- 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：779,213人）
  - ・生活習慣病予防健診 実施率 64.9%（実施見込者数：505,710人）
  - ・事業者健診データ 取得率 9.0%（取得見込者数：70,130人）
- 被扶養者（実施対象者数：188,065人）
  - ・特定健康診査 実施率 29.5%（実施見込者数：55,480人）

■ KPI：

- 1) 生活習慣病予防健診実施率を 64.9%以上とする
- 2) 事業者健診データ取得率を 9.0%以上とする
- 3) 被扶養者の特定健診実施率を 29.5%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

〈特定保健指導実施率の向上〉

- ・令和4年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
- ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施するとともに、協会保健師等による実施件数の向上を図る。
- ・人間ドック健診の創設をはじめとした健診体系の見直しを契機に、健診機関との連携を一層強化する。また、実施率の高い健診機関の創意工夫や取組を記載した事例集等を活用し、健診当日の初回面談を推進するとともに更なる実施率向上を図る。
- ・質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進するとともに、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。
- ・人間ドック健診において健診当日に特定保健指導の対象に該当した者については、着実に特定保健指導の実施に繋げる。
- ・遠隔面談等のICTを活用する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。
- ・被扶養者については、協会主催の集団健診において、全日程で健診当日の初回面談を実施することにより実施率向上を図る。

#### 〈特定保健指導の質の向上〉

- ・ 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2cm・体重2kg減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1cm・体重1kg減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。
- ・ 保健指導実施機関においては、ヒアリングや他の保健指導実施機関との情報交換の場を設けることにより、当該機関の現状・課題を共有し、好事例を横展開することで効果的な指導の実施を促進する。
- ・ 協会保健師等においては、定期的な支部内研修等を通じて対象者の行動変容につながる保健指導技術の向上を図る。

#### 【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、令和11年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

#### 【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

#### ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：110,560人）

- ・ 特定保健指導 実施率 29.2%（実施見込者数：32,280人）

#### ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：4,550人）

- ・ 特定保健指導 実施率 23.8%（実施見込者数：1,080人）

■ KPI :

- 1) 被保険者の特定保健指導実施率を 29.2%以上とする
- 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 23.8%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

- ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。
- ・ 要精密検査・要治療と判断された者に対して、早期に医療機関への受診を促すために、より効果的な取組方法についての検討を行う。
- ・ 医療機関における健診当日の受診勧奨を推進することにより、早期の受診につなげる。
- ・ 従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体等との連携を通じて意識の醸成を図る。
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組効果等を踏まえ、引き続き、未治療者・受診中断者に対する、受診勧奨及び適切な医療を継続的に受けることを重視した取組を実施する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。

■ KPI : 血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする

（※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑤ コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
- ・ 地方自治体等と連携した取組について、県や市町村の健康増進計画等も踏まえ推進する。

- ・ 中小企業における健康づくりを推進するため、関係団体との協定締結を進めるとともに連携した取組を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。
- ・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠や女性の健康など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。
- ・ メンタルヘルス対策について、労働局や産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に実施し、事業所における取組の底上げを図る。
- ・ 宣言事業所のうち、健診受診率等の認定基準を満たした事業所を「健康づくり優良事業所」として認定、加えて取組状況が特に優良であると認められる事業所を「健康づくり優良事業所ゴールド」として認定し、また、好事例の紹介等を行うことで健康づくりに取り組む事業所の取組の充実を図る。
- ・ 福岡県との連携により、保健師等の専門職を「健康づくり実践アドバイザー」として事業所へ派遣し、健康づくりの取組等について専門的知識を活かした支援を行う。

**【重要度：高】**

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を5,150事業所（※）以上とする  
(※) 標準化された健康宣言の事業所数

**⑥ 喫煙対策の推進**

- ・ 禁煙勧奨通知を行い、令和6年度事業との比較検証により、今後の支部における喫煙対策事業や効果的なアプローチ方法について検討を進める。

	<p>III) 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、令和7年6月診療分で90.0%と、80%以上の水準まで達している。この水準を維持・向上できるよう、一層の使用促進に取り組む。</li> <li>・ ジェネリック医薬品について、加入者に正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。</li> <li>・ 医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等の情報を収集し、地域の実情に応じてデータを活用した関係者への働きかけを検討する。</li> </ul> <p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の方針（※）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとにセミナーの開催や訪問等により医療機関や関係団体への働きかけを行う。また、使用促進に効果的な取組について、継続的に検討する。</li> </ul> <p>（※）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」</p> <p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。</li> <li>・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、本部の行うデータ分析に基づき、医療関係者等との関係性を構築し、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。</li> </ul> <p>i) ~ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和11年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都</p>
--	--

道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針 2025 で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリを普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラリの取組を進めることは重要度が高い。

#### 【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が 80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で現状維持（90.0%）とする  
(※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

#### ② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

##### i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。

##### ii) 医療提供体制等に係る意見発信

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療協議会、健康づくりや医療費適正化に関する県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> <li>・ 県において策定される新たな地域医療構想については、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等の検討事項に関して、保険者協議会を中心とした保険者間で連携し、地域医療構想調整会議において意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③ インセンティブ制度の実施及び周知広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。</li> <li>・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。</li> </ul> <p>IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <p>① 加入者・事業主への情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。</li> <li>・ このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、本部の示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。</li> <li>・ 具体的には、       <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する。</li> <li>ii) テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する。</li> <li>iii) 地域・職域特性を踏まえ、本部と連携して広報を実施する。</li> <li>iv) 評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。</li> </ul> </li> </ul>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「令和8年度支部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和9年度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」、「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」について、加入者・事業主の一層の理解を得ていただけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。</li> <li>・ コミュニケーションロゴやタグライン（協会の役割や事業の特徴を効果的に発信するための短いフレーズ）を使用し、「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。</li> <li>・ 広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体であるSNS（LINE）やけんぽアプリ、メールマガジンの活用に取り組む。</li> <li>・ 健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について研修会等を通じて情報提供を行い、健康保険委員の活動を支えるほか、更なる活動の活性化に向けた取組について検討する。また、電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向け、健康保険委員を通じた広報を強化するとともに、引き続き健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。</li> </ul> <div style="border: 1px solid #0070C0; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月2回以上情報発信を行う</li> <li>2) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を65.0%以上とする</li> <li>3) 健康保険委員の委嘱事業所数を対前年度以上とする</li> </ol> </div> <p>② 医療費適正化のための「こども健康教育」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども健康教育を通じて、将来の健康保険制度を担う次世代層へのアプローチを行うとともに、家庭内における健康づくりの重要性や医療費の現状等について考えるきっかけとし、ヘルスリテラシーの向上を図るために、福岡県や各地域の教育委員会等の協力のもと、福岡県内の小学生及び中学生を対象に「健康」「医療保険制度」「医療費」「喫煙対策」をテーマとしたかべ新聞のコンクール事業を実施する。</li> </ul> <p>V) 国際化対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増加する外国人労働者に対応するため、国・地方自治体との連携を強化し、医療保険制度に関する情報の発信を行う。</li> </ul>
--	---

3. 組織・運営体制関係	<p>I ) 人事・組織</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。</li> <li>・ 次世代育成支援及び女性活躍の推進の視点も踏まえ、多様な人材が能力や適性に応じた働き方ができるよう人事を推進する。</li> </ul> <p>② 新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戰略的保険者機能の強化を図る観点から、人事異動等の機会をとらえて戦略的な人員配置を進める。</li> </ul> <p>③ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、本部が実施する役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を通じて組織基盤の底上げを図る。</li> <li>・ 加えて、更なる保険者機能の発揮に必要となる能力を兼ね揃えた人材を育成するため、支部独自の研修を実施する。</li> <li>・ 支部の課題等に応じた研修を行うほか、本部が実施する受講者参加型のオンライン研修や e ラーニングにより多様な研修をもれなく受講させる。また、通信教育講座の受講による自己啓発を促す。</li> </ul> <p>④ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職場の健康づくりの推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進等、働き方改革を推進する。具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援等の制度周知、並びにハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を実施する。</li> </ul> <p>⑤ 風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、職員同士の様々な意見・情報交換の機会づくりに積極的に取り組む。また、職場風土の改善に向けて、支部全職員の意見をふまえ改善策を検討する。</li> </ul>
--------------	---

⑥ 支部業績評価を通じた支部の取組の向上

- ・ 支部業績評価の結果に基づき、支部の取組の底上げを図る。

II) 内部統制等

① 内部統制の強化

- ・ リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、策定した取組を実施するとともにその効果を踏まえ継続的に見直しを行う。
- ・ 自主点検においては、点検側、受検側の体制を拡充し実効性を高める。
- ・ 情報セキュリティにかかる遵守事項の徹底を図るため、個人情報の取扱いについて、より詳細なルールの策定と点検に加え、定期的な勉強会による意識低下の防止を図る。
- ・ 階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で、常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図るとともに、発生した事案については、原因の追究を徹底的に行い、確実な再発防止につながるよう対策する。

② 個人情報の保護の徹底

- ・ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に本部が実施する個人情報の保護に関する研修をもれなく受講させる。
- ・ 定期的なリスク管理委員会の開催を通じて個人情報保護管理体制等について検討を行い、個人情報の保護の徹底を図る。

③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

- ・ 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を受講させることにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。
- ・ 定期的なリスク管理委員会の開催を通じてコンプライアンスの推進について検討を行い、支部の課題に即した取組を実施する。

- ・ 本部・支部の相談窓口（外部のコンプラホットラインを含む。）の周知を継続的に実施することでその浸透を図り、働きやすく規律のある職場環境づくりに取り組む。また、通報・相談のあった内容について、「ハラスメント相談一次対応マニュアル」等に基づく対応により、適切な措置を講じる。

#### ④ 災害への対応

- ・ 大規模自然災害等に備え、安否確認システムによる訓練等を実施し、定期的に緊急時の連絡体制等を確認する。
- ・ 初動対応マニュアルなど各種マニュアル等について必要な見直しを行うとともに、内容については職員への十分な周知を行う。

#### ⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札による調達や消耗品等の適切な在庫管理等を行い、引き続き経費の節減に努める。
- ・ 調達に当たって、少額随意契約の基準額を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。
- ・ 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。
- ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする